

# 環境影響評価手続の流れ

(令和6年度第1回 静岡県環境影響評価連絡会議)

令和6年10月23日

くらし・環境部環境局生活環境課

## 環境影響評価(環境アセスメント)とは

### 目的

私たちの身近にある自然環境や生活環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な事業に対して、**予め、事業者自らが、環境影響調査を基に、事業影響による予測・評価を行い、環境の保全の見地からの意見を広く聴いた上で、環境により配慮した事業計画をつくり、実践していくことを目的**としている。

### 関係法令 (手続法)

#### 法の手続

- ・環境影響評価法
- ・環境影響評価法施行令
- ・環境影響評価法施行規則
- ・省令

#### 条例の手続

- ・静岡県環境影響評価条例
- ・静岡県環境影響評価条例施行規則
- ・静岡県環境影響評価条例技術指針

### 対象事業

#### 法対象事業 (13種)

- ・第1種事業 (アセス必須)
- ・第2種事業 (アセス実施について主務官庁が判定)

#### 条例対象事業 (24種)

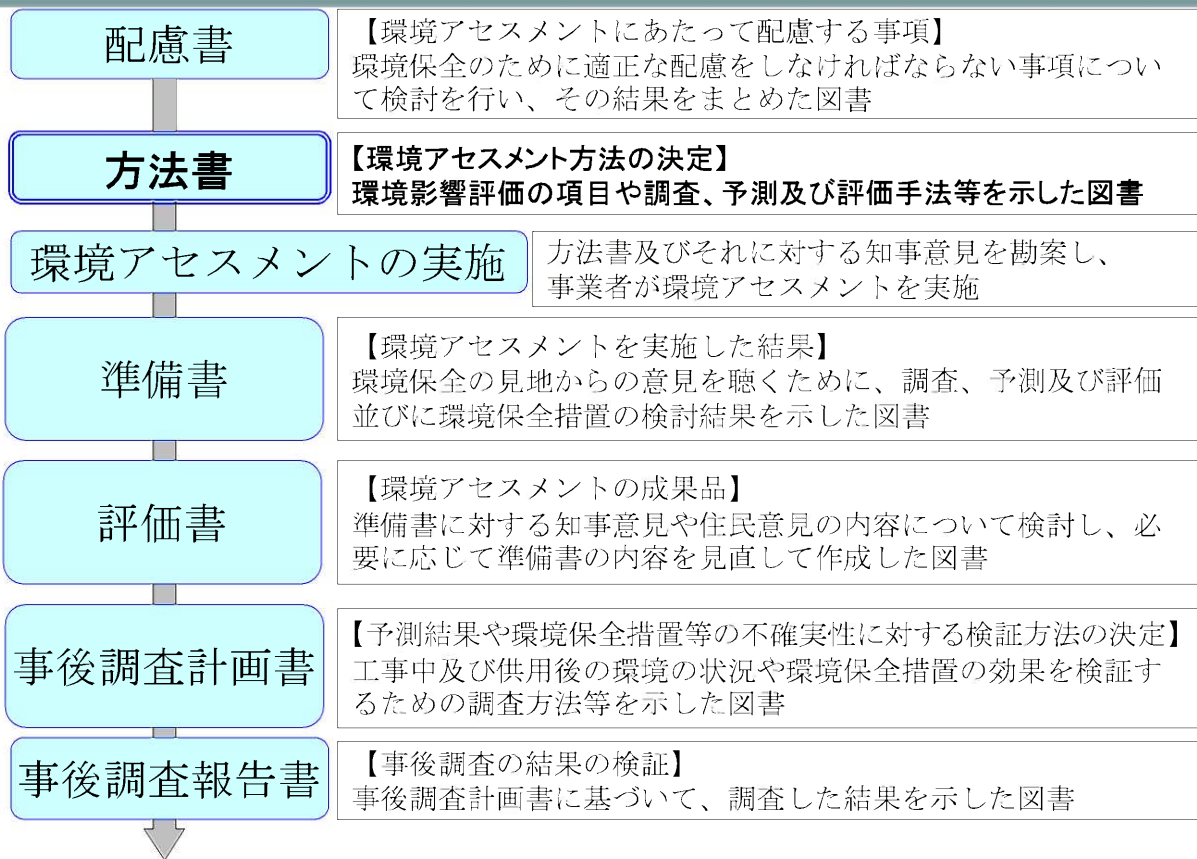
- ・第1種事業 (アセス必須)
- ・第2種事業 (アセス実施について知事が判定)

### 対象規模

#### 法 (道路の建設)

- ・第1種事業：一般国道の新設の事業 (車線数4以上かつ長さ10km以上)

# 環境影響評価手続フロー



## 方法書手続の流れ

### 【方法書とは】

環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示した図書

方法書作成から環境アセスメントまでの流れ

#### ① 方法書の作成

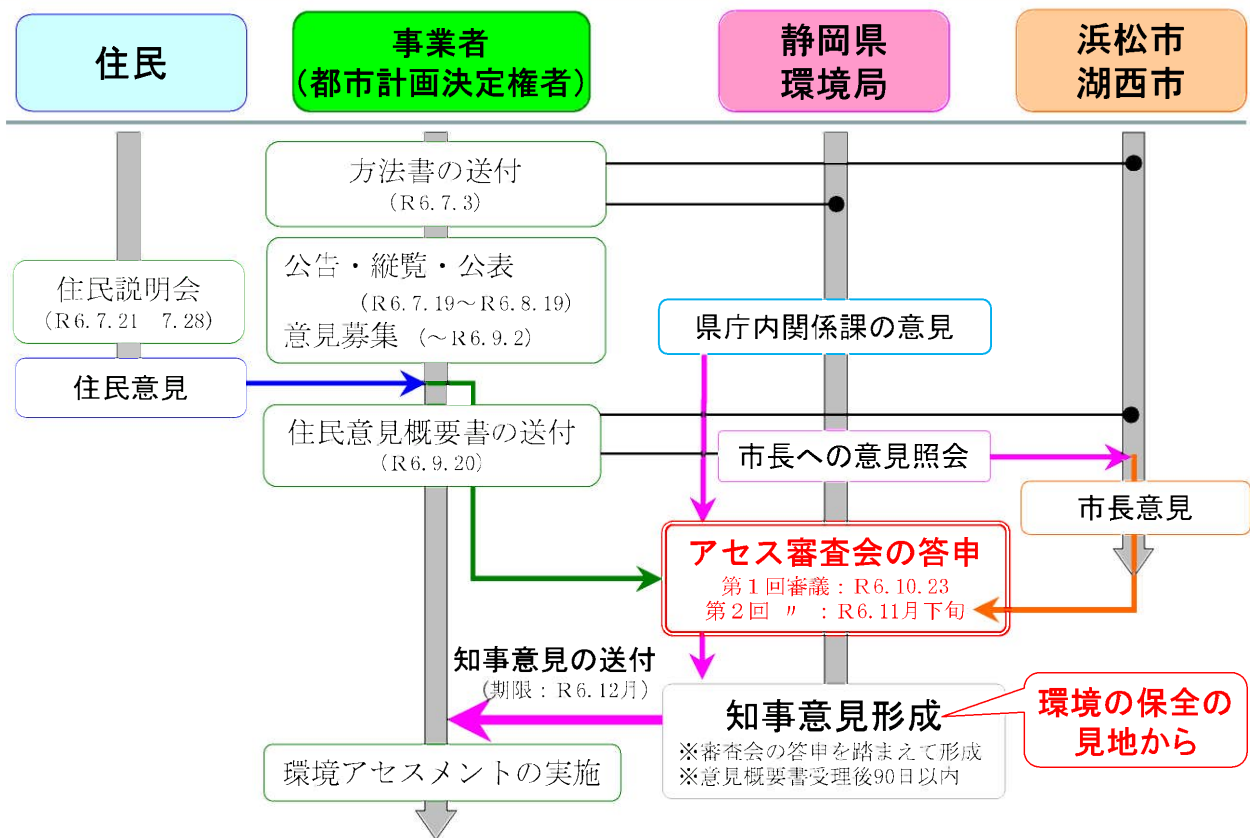
#### ② 一般の方々や、地方公共団体などの意見を聞く

- ・方法書の縦覧、説明会の開催⇒誰でも意見書を提出できる。
- ・都道府県知事は、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べる。etc...

#### ③ 事業者はこれらの意見を踏まえ、環境アセスメントの方法を決定する。

参考:「環境アセスメント制度のあらまし」P9～10

# 方法書手続の流れ



## 補足：都市計画決定時の特例

### 【原則】

- ・環境影響評価は事業者が行う。

(法第1条)

### 【都市計画決定時の特例】

- ・事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価その他の手続は、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして、都市計画決定の手続きと併せて行う。

(法第38条の6)

● 「(仮称)浜松湖西豊橋道路」事業について、環境影響評価に関する手続は、事業予定者である国土交通省中部地方整備局に代わって、都市計画決定権者である静岡県及び浜松市が行う。

※本資料については、「(仮称)浜松湖西豊橋道路」の事業については、「事業者」を「都市計画決定権者」と読み替えて理解ください。